

オーストラリア向けいちご

本文第 1 (目的及び定義)

第 1 対象生果実 (本文第 1 の 2 関係): オーストラリア向けに輸出するいちご

(*Fragaria* × *ananassa*) の生果実

第 2 適用範囲 (本文第 1 の 3 関係): 本別紙においては、第 3 の 6、第 4、第 5、第 6 の 5 及び 6、第 7 の 10、第 8 の 1 の (4) 及び 2 の (2)、第 10、第 12 並びに第 17 の 1、2 及び 6 については、適用しない。

第 3 検疫対象有害動植物 (本文第 1 の 4 関係)

ア 高リスク有害動植物: *Drosophila pulchrella* (ニセオウトウショウジョウバエ)、*Drosophila subpulchrella* (ショウジョウバエ科の一種)、*Drosophila suzukii* (オウトウショウジョウバエ) 及び *Xanthomonas fragariae* (角斑細菌病)

イ 中リスク有害動植物: *Amphitetranychus viennensis* (オウトウハダニ)、*Eotetranychus asiaticus* (コウノアケハダニ)、*Eotetranychus geniculatus* (ミチノクアケハダニ)、*Eotetranychus smithi* (スミスアケハダニ)、*Tetranychus kanzawai* (カンザワハダニ)、*Frankliniella fusca* (ウスグロアザミウマ)、*Frankliniella intonsa* (ヒラズハナアザミウマ) 及び *Frankliniella occidentalis* (ミカンキイロアザミウマ)

本文第 2 (生産園地・生産施設の登録)

第 4 生産園地の登録要件 (本文第 2 の 1 関係)

ア ガラス温室、ビニールハウス等であること。

イ 親株が健全である苗を使用すること。

第 5 生産園地・生産施設登録申請書等の植物防疫官への提出 (本文第 2 の 3 関係)

ア 提出期日: 毎年 7 月 31 日

イ 添付書類: 生産施設の所在地に係る地図及び親株が健全苗であることを示す資料

第 6 登録生産園地・登録生産施設一覧表の植物防疫課長への提出 (本文第 2 の 8 関係)

ア 報告期日: 毎年 8 月 31 日

イ 添付書類: 第 24 のイにより設置したトラップ配置図 (本文第 13 の臭化メチルくん蒸を行う場合は除く。)

第 7 登録生産園地・登録生産施設一覧表の輸入国への提出（本文第 2 の 9 関係）

ア 提出期日：第 6 の提出後、遅延なく提出する。

イ 添付書類：次に掲げる資料

- ① 生産施設の所在地を示す地図
- ② 生産施設におけるトラップ設置図

本文第 3（選果こん包施設の登録）

第 8 選果こん包施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 3 の 2 関係）

ア 提出期日：毎年 7 月 31 日

イ 添付書類：不要

第 9 選果こん包施設の本文以外の登録要件（本文第 3 の 3 の（5）関係）

ア 有害動植物の寄生果の識別及び選別、選果従事者への技術指導を行う選果技術員を配置し、当該選果技術員が、植物防疫官が実施する有害動植物の識別に関する技術研修を修了した者として登録を受けること。

イ 選果こん包施設内に登録生産施設以外で生産された生果実がある場合は、当該生果実と対象生果実とを 1 m 以上（冷蔵施設にあつては 10cm 以上）離して保管すること。

ウ ショウジョウバエ類の侵入防止措置を講じた選果こん包施設を使用する場合にあつては、輸出の開始 1 か月前から、当該選果こん包施設の窓等の開口部に網（孔の大きさが 0.98mm 以下のものに限る。以下同じ。）を張ること。

第 10 登録選果こん包施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 3 の 5 関係）

ア 提出期日：毎年 9 月 30 日

イ 添付書類：不要

第 11 登録選果こん包施設一覧表の輸入国への提出（本文第 3 の 6 関係）：適用しない。

本文第 4（保管施設の登録）：適用しない。

本文第 5（低温処理施設の登録）：適用しない。

本文第 6（くん蒸処理施設の登録）

第 20 くん蒸処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 6 の 1 及び 2 関係）

ア 提出期日：対象生果実を輸出する日の 60 日前まで

イ 添付書類：次に掲げる資料

- ① くん蒸倉庫所在地地図
- ② くん蒸倉庫見取図（くん蒸室、各部屋の名称及び面積を記載）
- ③ くん蒸倉庫構造明細書（平面図及び立体図を含む。）

第 21 くん蒸処理施設の登録要件（本文第 6 の 3 関係）

ア 次の①から③のいずれかに掲げる要件を満たすこと。

- ① 輸入植物検疫規程（昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、植物防疫官により指定されたくん蒸処理施設であって、同規程別表 4 の特 A 級又は A 級に該当するくん蒸処理施設
- ② 申請の過去 3 年間にくん蒸倉庫指定要綱（昭和 46 年 2 月 6 日付け 45 農政第 2628 号農政局通達）第 5 の（１）及び（２）に準じた審査を行い、登録された実績のあるくん蒸処理施設
- ③ 次に掲げる要件を満たすくん蒸処理施設
 - １）くん蒸倉庫指定要綱第 5 の（１）に準じた審査により、当該くん蒸処理施設が、同要綱における指定くん蒸倉庫と同等の要件を満たすこと。
 - ２）１）の要件を満たしたくん蒸処理施設において、くん蒸倉庫指定要綱第 5 の（２）に準じた審査を行い、当該くん蒸処理施設が、輸入植物検疫規程第 4 条第 2 項の別表 4 に規定する特 A 級又は A 級と同等の要件を満たすこと。

イ 次の掲げる手続きにより、オーストラリアの植物検疫機関の承認を得ること。

- ① 植物防疫官は、当該くん蒸処理施設がアの要件を満たすことを確認するものとする。
- ② 植物防疫所長は、①の確認が終了後、第 20 のイの資料を植物防疫課長に提出するものとする。
- ③ 植物防疫課長は、オーストラリアの植物検疫機関に、くん蒸処理施設の登録の承認を要請するとともに、同機関の求めに応じて、必要な書類を提出するものとする。
- ④ 植物防疫課長は、オーストラリアの植物検疫機関から、くん蒸処理施設の登録の承認の通知があった場合は、その旨植物防疫所長に通知するものとする。

第 22 登録くん蒸処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 6 の 5 関係）：適用しない。

第 23 登録くん蒸処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第 6 の 6 関係）：適用しない。

本文第 7（栽培地検査）

第 23 の 2 栽培地検査申請書の植物防疫官への提出（本文第 7 の 1 関係）

ア 提出期日：毎年 7 月 31 日

イ 添付書類：生産施設の所在地に係る地図及び親株が健全苗であることを示す資料

第 24 補助員又は登録検査機関の検査等（本文第 7 の 8 関係）

ア 角斑細菌病に対する調査

- ① 対象有害動植物：角斑細菌病菌

- ② 実施時期及び回数：栽培初期及び輸出開始の4～6週間前に1回ずつ
- ③ 方法：全ての登録生産施設内の全ての植物について、角斑細菌病菌の発生の有無を目視により確認する。

イ ショウジョウバエ類に対するトラップ調査（本文第13の臭化メチルクン蒸を行う場合は適用しない。）

- ① 対象有害動植物：ショウジョウバエ類
- ② 実施時期及び頻度：輸出開始1か月前から輸出期間終了まで、1週間に1回
- ③ 方法：全ての登録生産施設及びその周囲において、以下に定める手順に従ってトラップを設置し、ショウジョウバエ類の捕獲の有無を確認する。
 - （ア）側面に直径5mm程度の孔を4～6個開けたプラスチック容器（250～750ml程度）を使用すること。
 - （イ）トラップ内に入れる液体には、日本酒及び蜂蜜を重量比5：1で混合したもの、リンゴ酢原液（JAS規格に定める酸度4.5%以上のもの）その他ショウジョウバエ類の成虫を誘引する効果が確認されているもの（以下「誘引剤」という。）を使用し、液体の量は、容器容量の半分以上とすること。
 - （ウ）トラップは、下記の表で定める密度で設置し、少なくとも1個は入口付近に設置すること。
 - （エ）トラップは、毎週調査し、誘引剤は2週間ごとに交換すること。

生産施設面積	トラップ設置数
0.5ha 以下	2 個
0.5ha 超 1.0ha 以下	3 個
1.0ha 超 1.5ha 以下	4 個
1.5ha 超 2.0ha 以下	5 個
2.0ha 超 2.5ha 以下	6 個
2.5ha 超 3.0ha 以下	7 個
3.0ha 超 5.0ha 以下	11 個
5.0ha 超	21 個

ウ ショウジョウバエ類に対する生果実調査（本文第13の臭化メチルクン蒸を行う場合は適用しない。）

- ① 対象有害動植物：ショウジョウバエ類
- ② 実施時期及び頻度：輸出の開始1か月前から輸出の終了まで、1週間に1回
- ③ 方法：登録生産施設ごとに300個以上（同一の生産者又は生産者団体等で複数の登録生産施設を有する場合は、その全ての登録生産園地から抽出して合計300個以上とすることができる。）の果実について、目視により調査し、必要に応じて切開し、ショウジョウバエの発生の有無を確認する。

第 25 植物防疫官又は登録検査機関の検査等（本文第 7 の 10 関係）：適用しない。

本文第 8（栽培地検査報告書の交付）

第 26 栽培地検査の本文以外の適合要件（本文第 8 の 1 の（4）関係）：適用しない。

第 27 栽培地検査報告書の備考欄の記載内容（本文第 8 の 2 の（2）関係）：適用しない。

本文第 9（栽培地検査結果による登録の取消し）

第 28 栽培地検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 9 の 2 関係）

ア 有害動植物：角斑細菌病菌及びショウジョウバエ類

イ 措置内容

- ① 角斑細菌病菌が発見された登録生産施設の登録の取消し
- ② ショウジョウバエ類が発見された登録生産施設から半径 15km の範囲に存在する全ての登録生産施設及び登録選果こん包施設の登録の取消し

本文第 11（選果こん包の実施）

第 29 選果こん包等の内容（本文第 11 の 1 の（9）関係）

ア 選果作業を行う場合は、作業に従事する者の中に少なくとも 1 人、第 9 のアの登録選果技術員を配置するものとする。

イ こん包に用いる容器は、原則として、密閉式の容器を使用するものとするが、非密閉式の容器を使用する場合は、次の措置を行うものとする。

- ① 通気孔に網が張られているこん包を使用すること。
- ② こん包又は束ねたこん包全体を網で覆うこと。
- ③ 登録選果こん包施設から直接密閉式輸送機器に積み込み、開封せずに輸出すること。

ウ 選果こん包施設のトラップ調査（本文第 13 の臭化メチルくん蒸を行う場合又はショウジョウバエ類の侵入防止措置を講じた選果こん包施設においては適用しない。）：植物防疫官は、次に掲げる内容のトラップ調査を実施し、対象有害動植物の無発生を確認し、検査成績表（別記様式②）のトラップ調査及び生果実調査の欄に記録するものとする。

- ① 対象有害動植物：ショウジョウバエ類
- ② 実施時期及び頻度：輸出開始の 1 か月前から輸出期間終了までの間、1 週間に 1 回
- ③ 方法：全ての登録選果こん包施設において、次に定める手順に従ってトラップを設置し、ショウジョウバエ類の捕獲の有無を確認するものとする。

(ア) 側面に直径 5mm 程度の孔を 4～6 個開けたプラスチック容器 (250～750ml 程度) を使用すること。

(イ) トラップ内に入れる液体は、第 24 のイの③の (イ) と同様とする。

(ウ) トラップは、登録選果こん包施設内に 1 個設置すること。

(エ) トラップは、毎週調査し、誘引剤は 2 週間ごとに交換すること。

エ 対象生果実のこん包の側面には、次の字句を表示するものとする。

- ① オーストラリア向けの表示 : Product of Japan for Australia
- ② 果実の種類 : Fresh strawberries
- ③ 登録生産園地・施設番号 (Code of registered orchard)
- ④ 登録選果こん包施設番号 (Code of registered packing facility)
- ⑤ 登録くん蒸処理施設名又は登録くん蒸処理施設番号 (本文第 13 の臭化メチルくん蒸を行った場合に限る。)

第 30 選果こん包時に確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容 (本文第 11 の 5 関係)

ア 有害動植物 : ショウジョウバエ類

イ 措置内容 : ショウジョウバエ類が発見された登録選果こん包施設から半径 15km の範囲に存在する全ての登録生産施設及び登録選果こん包施設の登録の取消し

本文第 12 (低温処理の実施) : 適用しない。

本文第 13 (くん蒸処理の実施)

第 32 くん蒸処理の内容 (本文第 13 の 1 関係)

ア 植物防疫官又は登録検査機関の立会の可否 : 要

イ くん蒸条件

- ① 登録くん蒸処理施設で実施すること。
- ② 薬剤の種類、薬量、温度、処理時間 : 次に掲げるとおり。
 - 1) 薬剤 : 臭化メチル
 - 2) 薬量 : 40g 以上/m³
 - 3) 生果実の中心温度 : 18℃以上
 - 4) 処理時間 : 3 時間以上
- ③ くん蒸にあたっての注意事項
 - 1) 一回に処理する生果実の量が、登録くん蒸処理施設の内容責の 50%を超えず、かつ、積み付けがガス濃度の均一化を阻害しないように行われること。
 - 2) 包装は、くん蒸が行える程度の通気性があり、新しい包装材で行われたものであること。

- ④ 輸送にあたっての注意事項：くん蒸後の対象生果実は、密閉型輸送機器で輸送する等、ショウジョウバエ類の汚染防止措置を講ずること。

本文第 14（消毒検査及び精密検査）

第 33 消毒の内容（本文第 14 の 1 関係）：適用しない。

第 34 精密検査の内容（本文第 14 の 1 関係）：適用しない。

第 35 消毒検査申請書又は精密検査申請書の添付書類（本文第 14 の 1 関係）

ア 消毒検査申請書の添付書類

- ① 低温処理に係る消毒検査：－
- ② くん蒸処理に係る消毒検査：本文第 13 の 2 のくん蒸実施記録表
- ③ 第 33 の消毒に係る消毒検査：－

イ 精密検査申請書の添付書類：－

本文第 15（目視検査）

第 36 目視検査申請書の添付書類（本文第 15 の 1 関係）

ア オーストラリア政府が発行する許可証の写し

イ 選果こん包実施報告書の写し

ウ 栽培地検査報告書又はその写し（くん蒸処理を実施した場合を除く。）

エ くん蒸処理に係る消毒検査報告書又はその写し（くん蒸処理を実施した場合に限る。本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われた場合は、くん蒸実施記録表）

第 37 目視検査の内容（本文第 15 の 9 の（４）関係）

ア 検査荷口の単位：生産者（又は都道府県）、登録選果こん包施設及び品種が同一である荷口を 1 つの検査荷口とする。ただし、検査荷口が細分化されることにより、検査が非効率となる場合であって、申請者から要望があったときは、異なる品種の荷口をまとめて 1 つの検査荷口とすることができる。

イ 検査数量：別表のとおり。

第 38 目視検査の本文以外の適合基準（本文第 15 の 10 の（３）関係）：抽出したこん包の各側面に、第 29 のエの表示があること。

第 39 目視検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 15 の 13 関係）

ア 有害動植物

- ① 角斑細菌病菌

② ショウジョウバエ類

イ 措置内容

- ① 角斑細菌病菌が発見された対象生果実を生産した登録生産施設の登録の取消し
- ② ショウジョウバエ類が発見された生果実を生産した登録生産施設又はショウジョウバエ類が発見された生果実をこん包した登録選果こん包施設から半径 15km の範囲に存在する全ての登録生産施設及び登録選果こん包施設の登録の取消し

本文第 16（植物検疫証明書の交付）

第 40 輸出検査申請書の添付書類（本文第 16 の 1 関係）

- ア オーストラリア政府が発行する許可証の写し
- イ 選果こん包実施報告書の写し
- ウ 栽培地検査報告書又はその写し（くん蒸処理を実施した場合を除く。）
- エ くん蒸処理に係る消毒検査報告書又はその写し（くん蒸処理を実施した場合に限る。本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請を本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行った場合は、くん蒸実施記録表）
- オ 目視検査報告書の原本又はその写し（本文第 15 の 2 により、目視検査の申請を本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行った場合は、この限りではない。）

第 41 植物検疫証明書の追記（本文第 16 の 5 関係）：次に掲げる追記を行うものとする。ただし、ウの追記についてはくん蒸処理が行われた場合に限る。

- ア The fruit in this consignment has been produced in Japan in accordance with the conditions governing entry to Australia and in accordance with the “Work plan for the export of fresh strawberries from Japan to Australia”. The fruit in this consignment has been produced at a seasonal pest free place of production known to be free from *Drosophila pulchrella*, *D. subpulchrella* and *D. suzukii*.
- イ 登録生産施設及び登録選果こん包施設の登録番号。密閉式船積み貨物にあつては、これらに加え、コンテナ番号及び封印番号（関係書類に記載する場合には、合格証明書の番号を併記することとし、その場合は、合格証明書への記載を省略することができる）。
- ウ 臭化メチル薬量 1m³ あたり 40g 以上であり、果実中心温度が 18℃以上で 3 時間くん蒸が行われたこと、くん蒸年月日及び登録くん蒸倉庫名又は登録くん蒸倉庫番号

第 17（輸入国の検査官の査察要請等）

第 42 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい内容（本文第 17 の 1 関係）：適用しない。

第 43 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の植物防疫官への提出期限（本文第 17 の 2 関係）：
適用しない。

第 44 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の輸入国への提出期限（本文第 17 の 6 関係）：適用
しない。

第 20（その他）

第 45 その他（本文第 20 の 2 関係）

ア 輸出可能期間

① 臭化メチルくん蒸を行う場合：通年

② 臭化メチルくん蒸を行わない場合：12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで。

イ オーストラリアにおける輸入検査の結果、ショウジョウバエ類が発見されたとき又は不合格が連続するときは、それらの原因が特定され、適切な措置が講じられるまでの間、我が国からの対象生果実の輸出は全て停止される。その旨の通知を受けた時から、対象生果実の輸出の再開が認められるまでの間、植物防疫官による植物検疫証明書の交付は、全て停止するものとする。

別表（第 37 関係）

目視検査抽出数量

検査荷口の大きさ（個）		抽出量
300 個以下		285 個以上
301 個以上	400 個以下	311 個以上
401 個以上	500 個以下	379 個以上
501 個以上	600 個以下	388 個以上
601 個以上	700 個以下	421 個以上
701 個以上	800 個以下	442 個以上
801 個以上	900 個以下	474 個以上
901 個以上	1,000 個以下	450 個以上
1,001 個以上	2,000 個以下	517 個以上
2,001 個以上	5,000 個以下	564 個以上
5,001 個以上	10,000 個以下	581 個以上
10,001 個以上	20,000 個以下	589 個以上
20,001 個以上		600 個以上

別記様式①（本文第7の8関係）

検査成績表 (年度オーストラリア向けいちご)

登録検査機関検査員氏名

補助員氏名

植物防疫官氏名

角斑細菌病菌に対する調査

[illegible]

別記様式②（本文第 7 の 8 関係）

検査成績表（ 年度オーストラリア向けいちご）

登録検査機関検査員氏名_____

補助員氏名_____

植物防疫官氏名_____

ショウジョウバエ類に対するトラップ調査・生果実調査及び選果こん包施設の調査

登録施設番号_____

トラップ番号	調査年月日			
生果実調査				

（注）ショウジョウバエ類が発見された場合は発見された頭数を記載し、発見されなかった場合は×を記載すること。

オーストラリア向けかき

本文第 1（目的及び定義）

第 1 対象生果実（本文第 1 の 2 関係）：オーストラリア向けに輸出するかき（*Diospyros kaki*）の生果実

第 2 適用範囲（本文第 1 の 3 関係）：本別紙においては、本文第 2 の 8 及び 9、第 4、第 5、第 6 の 6、第 7 の 10、第 8 の 1 の（4）及び 2 の（2）、第 10、第 11 の 5 及び 6、第 12、第 17 の 1、2 及び 6 並びに第 20 の 2 については、適用しない。

第 3 検疫対象有害動植物（本文第 1 の 4 関係）

ア 高リスク有害動植物：*Stathmopoda masinissa*（カキノヘタムシガ）

イ 中リスク有害動植物：*Ceroplastes floridensis*（フロリダロウムシ）、*Endocima tyrannus*（アケビコノハムシ）、*Grapholita molesta*（ナシヒメシンクイ）、*Homona magnanima*（チャハマキ）、*Lagoptera juno*（ムクゲコノハ）、*Lepidosaphes conchiformioides*（ナシカキカイガラムシ）、*Lobesia reliquana*（ホソバヒメハマキ）、*Lopholeucaspis japonica*（ナシシロカイガラムシ）、*Phenacoccus pergandei*（オオワタコナカイガラムシ）、*Planococcus kraunhiae*（フジコナカイガラムシ）、*Ponticulothrips diospyrosi*（カキクダアザミウマ）、*Pseudaonidia duplex*（ミカンマルカイガラムシ）、*Pseudaulacaspis pentagona*（クワシロカイガラムシ）、*Pseudococcus cryptus*（ミカンヒメコナカイガラムシ）及び *Monilinia fructigena*（*Monilinia* 属の一種による病害）

本文第 2（生産園地・生産施設の登録） ※カキノヘタムシガに対する措置として臭化メチルくん蒸を実施する場合は、適用しない。

第 4 生産園地の登録要件（本文第 2 の 1 関係）

ア 病虫害発生予察事業の実施について（昭和 61 年 5 月 6 日 61 農蚕第 2153 号農蚕園芸局長通達）のⅦのカキの巡回調査実施方法に基づき、植物防疫官又は補助員によるカキノヘタムシガの調査が実施され、調査記録（様式第 1）が作成されていること。

イ アの調査結果に応じて、管理者によるカキノヘタムシガに対する防除措置が実施されているとともに、当該防除記録（様式第 2）が作成されていること。

第 5 生産園地・生産施設登録申請書等の植物防疫官への提出（本文第 2 の 3 関係）

ア 提出期日：毎年 5 月 31 日

イ 添付書類：不要

第 6 登録生産園地・登録生産施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 2 の 8 関係）：適用しない。

第 7 登録生産園地・登録生産施設一覧表の輸入国への提出（本文第 2 の 9 関係）：適用しない。

本文第 3（選果こん包施設の登録）

第 8 選果こん包施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 3 の 2 関係）

ア 提出期日：毎年 7 月 31 日

イ 添付書類：不要

第 9 選果こん包施設の本文以外の登録要件（本文第 3 の 3 の（5）関係）：有害動植物の寄生果の識別及び選別、選果従事者への技術指導を行う選果技術員を配置し、当該選果技術員が、植物防疫官が実施する有害動植物の識別に関する技術研修を修了した者として登録を受けること。

第 10 登録選果こん包施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第 3 の 5 関係）

ア 提出期日：毎年 8 月 31 日

イ 添付書類：不要

第 11 登録選果こん包施設一覧表の輸入国への提出（本文第 3 の 6 関係）

ア 提出期日：第 10 の提出後、遅滞なく提出する。

イ 添付書類：不要

本文第 4（保管施設の登録）：適用しない。

本文第 5（低温処理施設の登録）：適用しない。

本文第 6（くん蒸処理施設の登録）

第 20 くん蒸処理施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第 6 の 1 及び 2 関係）

ア 提出期日：－

イ 添付書類：次に掲げる資料（ただし、第 21 のウの場合に限る。）

① くん蒸倉庫所在地図

② くん蒸倉庫見取図（くん蒸室、各部屋の名称及び面積を記載）

③ くん蒸倉庫構造明細書（平面図及び立体図を含む。）

第 21 くん蒸処理施設の登録要件（本文第 6 の 3 関係）：次のアからウのいずれかに掲げる要件を満たすこと。

ア 輸入植物検疫規程（昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、植物防疫官により指定されたくん蒸処理施設であって、同規程別表 4 の特 A 級又は A 級に該当するくん蒸処理施設

イ 申請の過去３年間にくん蒸倉庫指定要綱（昭和４６年２月６日付け４５農政第２６２８号農政局通達）第５の（１）及び（２）に準じた審査を行い、登録された実績のあるくん蒸処理施設

ウ 次に掲げるくん蒸処理施設

- ① くん蒸倉庫指定要綱第５の（１）に準じた審査により、当該くん蒸処理施設が、同要綱における指定くん蒸倉庫と同等の要件を満たすこと。
- ② ①の要件を満たしたくん蒸処理施設において、くん蒸倉庫指定要綱第５の（２）に準じた審査を行い、当該くん蒸処理施設が、輸入植物検疫規程第４条第２項の別表４に規定する特Ａ級又はＡ級と同等の要件を満たすこと。

第２２ 登録くん蒸処理施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第６の５関係）

ア 提出期日：第２０の提出後、遅滞なく提出する。

イ 添付書類：不要

第２３ 登録くん蒸処理施設一覧表の輸入国への提出（本文第６の６関係）：適用しない。

本文第７（栽培地検査）

第２３の２ 栽培地検査申請書の植物防疫官への提出（本文第７の１関係）

ア 提出期日：毎年５月３１日

イ 添付書類：不要

第２４ 補助員又は登録検査機関の検査等（本文第７の８関係）

ア 対象有害動植物：カキノヘタムシガ

イ 実施時期及び回数：収穫開始日の１４日前から収穫開始日の前日までの間に１回

ウ 方法：全ての登録生産園地について、カキノヘタムシガの発生の有無を目視により確認するものとする。

第２５ 植物防疫官又は登録検査機関の検査等（本文第７の１０関係）：適用しない。

本文第８（栽培地検査報告書の交付）

第２６ 栽培地検査の本文以外の適合要件（本文第８の１の（４）関係）：適用しない。

第２７ 栽培地検査報告書の備考欄の記載内容（本文第８の２の（２）関係）：適用しない。

本文第９（栽培地検査結果による登録の取消し）

第２８ 栽培地検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第９の２関係）

ア 有害動植物：カキノヘタムシガ

イ 措置内容：カキノヘタムシガが発見された登録生産園地の登録の取消し

本文第 11（選果こん包の実施）

第 29 選果こん包等の内容（本文第 11 の 1 の（9）関係）

ア 選果作業を行う場合は、作業に従事する者の中に少なくとも 1 人、第 9 のアの登録選果技術員を配置するものとする。

イ こん包に用いる容器は、密閉式の容器（通気孔をあける場合は、孔の直径が 1.6mm 以下のものに限る。）を使用するものとするが、非密閉式の容器を使用する場合は、次の措置を行うこと。

- ① こん包又は束ねたこん包全体を網（網の最大直径は 1.6mm 以下）で覆うこと。
- ② 海港又は空港へ輸送する際は、密閉式輸送機器を用いること。

ウ 選果作業においては、高圧空気又は高圧水等のコナカイガラムシの除去に有効な方法により、果実表面を洗浄するとともに、果実のへたに付着するコナカイガラムシを除去すること。

エ 対象生果実のこん包の側面には、次の字句を表示すること。

- ① オーストラリア向けの表示：Product of Japan For Australia
- ② 輸出者名
- ③ 果実の種類
- ④ 登録生産園地・施設番号（Code of registered orchard）
- ⑤ 登録選果こん包施設番号（Code of registered packing facility）

第 30 選果こん包時に確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 11 の 5 関係）：適用しない。

本文第 12（低温処理の実施）：適用しない。

本文第 13（くん蒸処理の実施）

第 32 くん蒸処理の内容（本文第 13 の 1 関係）

ア 植物防疫官又は登録検査機関の立会の要否：要

イ くん蒸条件等

- ① 登録くん蒸処理施設で実施すること。
- ② 薬剤の種類、薬量、温度、処理時間：次に掲げるとおり。
 - 1) 薬剤：臭化メチル
 - 2) 薬量：48g 以上/m³
 - 3) 温度：15℃以上
 - 4) 処理時間：2 時間

③ くん蒸にあたっての注意事項

1) 包装は、くん蒸が行える程度の通気性があり、新しい包装材で行われたものであること。

2) 一回に処理する生果実の量が、登録くん蒸処理施設の内容責の 50%を超えず、かつ、積み付けがガス濃度の均一化を阻害しないように行われること。

④ 輸送にあたっての注意事項：くん蒸倉庫と選果こん包施設が同一の建物でない場合は、選果及びこん包が終了した対象生果実をくん蒸倉庫に輸送するに当たって、密閉式輸送機器を用いること。

本文第 14（消毒検査及び精密検査）

第 33 消毒の内容（本文第 14 の 1 関係）：適用しない。

第 34 精密検査の内容（本文第 14 の 1 関係）：適用しない。

第 35 消毒検査申請書又は精密検査申請書の添付書類（本文第 14 の 1 関係）

ア 消毒検査申請書の添付書類

① 低温処理に係る消毒検査：－

② くん蒸処理に係る消毒検査：本文第 13 の 2 のくん蒸実施記録表

③ 第 33 の消毒に係る消毒検査：－

イ 精密検査申請書の添付書類：－

本文第 15（目視検査）

第 36 目視検査申請書の添付書類（本文第 15 の 1 関係）

ア 選果こん包実施報告書の写し

イ 次のいずれかの検査報告書又はその写し

① 栽培地検査報告書

② くん蒸処理に係る消毒検査報告書（本文第 15 の 2 により、消毒検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われた場合は、くん蒸実施記録表）

第 37 目視検査の内容（本文第 15 の 9 の（４）関係）

ア 検査荷口の単位：生産地（都道府県）、登録選果こん包施設及び品種が同一である荷口を 1 つの検査荷口とする。ただし、検査荷口が細分化されることにより、検査が非効率となる場合であって、申請者から要望があったときは、異なる品種の荷口をまとめて 1 つの検査荷口とすることができる。

イ 検査荷口から生果実 600 個以上を無作為に抽出する。ただし、生果実が 600 個未満の場合は全量を対象とする。

第 38 目視検査の本文以外の適合基準（本文第 15 の 10 の（3）関係）：こん包の側面に、第 29 のエの表示があること。

第 39 目視検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 15 の 13 関係）

ア 有害動植物：カキノヘタムシガ

イ 措置内容：カキノヘタムシガが発見された対象生果実を生産した登録生産園地の登録の取消し

本文第 16（植物検疫証明書の交付）

第 40 輸出検査申請書の添付書類（本文第 16 の 1 関係）

ア 選果こん包実施報告書の写し

イ 次のいずれかの検査報告書又はその写し

① 栽培地検査報告書

② くん蒸処理に係る消毒検査報告書（ただし、本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われた場合は、くん蒸実施記録表）

ウ 目視検査報告書又はその写し（ただし、本文第 15 の 2 により、目視検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われた場合は、この限りではない。）

第 41 植物検疫証明書の追記（本文第 16 の 5 関係）：次のア及びイの内容について追記を行うものとする。また、栽培地検査が行われた場合にはウ、臭化メチルクん蒸が行われた場合にはエの内容について、追記を行うものとする。

ア The persimmons in this consignment have been produced in Japan in accordance with the conditions governing entry of fresh persimmon fruit to Australia and inspected and found to be free of quarantine pests.

イ 登録選果こん包施設の登録番号並びに密閉式船積み貨物に限りコンテナ番号及び封印番号。ただし、コンテナ番号及び封印番号を関係書類に記載する場合には、植物検疫証明書の番号を併記することとし、その場合は、植物検疫証明書への記載を省略することができる。

ウ The fruit in this consignment has been sourced from an orchard under orchard control for persimmon fruit moth (*Stathmopoda masinissa*).

エ 臭化メチル濃度 1 立方メートル当たり 48 グラム以上であり、果実中心温度が 15℃以上で 2 時間以上くん蒸が行われたこと、くん蒸日及びくん蒸処理施設名

第 17（輸入国の検査官の査察要請等）

第 42 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい内容（本文第 17 の 1 関係）：適用しない。

第 43 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の植物防疫官への提出期限（本文第 17 の 2 関係）：適用しない。

第 44 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の輸入国への提出期限（本文第 17 の 6 関係）：適用しない。

第 20（その他）

第 45 その他（本文第 20 の 2 関係）：適用しない。

様式第 1 （第 4 関係）

カキノヘタムシガに対する調査記録

生産者氏名（名称）	
生産園地番号	
生産園地所在地	
生産園地面積	
生産者団体名	

実施年月日	調査者氏名	被害果率	備考

様式第 2 （第 4 関係）

カキノヘタムシガに対する防除記録

生産者氏名（名称）	
生産園地番号	
生産園地所在地	
生産園地面積	
生産者団体名	

年月日	作業内容	備考

別記様式（本文第7の8関係）

検査成績表 (年度オーストラリア向けかき)

登録検査機関検査員氏名

補助員氏名

植物防疫官氏名

[illegible]

オーストラリア向けぶどう

本文第 1（目的及び定義）

第 1 対象生果実（本文第 1 の 2 関係）：オーストラリア向けに輸出するぶどう（*Vitis vinifera* 及びその交配種）に属する全ての品種（*Vitis vinifera* hybrid）の生果実

第 2 適用範囲（本文第 1 の 3 関係）：本別紙においては、本文第 2 の 8 及び 9、第 3 の 5 及び 6、第 4 から第 6 まで、第 8 の 1 の（4）及び 2 の（2）、第 12 から第 14、第 17 の 1、2 及び 6 並びに第 20 の 2 については、適用しない。

第 3 検疫対象有害動植物（本文第 1 の 4 関係）

ア 高リスク有害動植物：*Guignardia bidwellii*（黒腐病菌）及び *Physalospora baccae*（房枯病菌）

イ 中リスク有害動植物：*Drosophila suzukii*（オウトウショウジョウバエ）、*Monilinia fructigena*（灰星病菌）、*Monilia polystroma*（灰星病菌）、*Phakopsora euvitidis*（さび病菌）、*Daktulosphaera vitifoliae*（ブドウネアブラムシ）、*Harmonia axyridis*（ナミテントウ）、*Popillia japonica*（マメコガネ）、*Aleurolobus taenabae*（ブドウコナジラミ）、*Crisicoccus matsumotoi*（マツモトコナカイガラムシ）、*Planococcus kraunhiae*（フジコナカイガラムシ）、*Planococcus lilacinus*（タイワンコナカイガラムシ）、*Pseudococcus comstocki*（クワコナカイガラムシ）、*Eupoecilia ambiguella*（ブドウホソハマキ）、*Sparganothis pilleriana*（テングハマキ）、*Tetranychus kanzawai*（カンザワハダニ）、*Drepanothrips reuteri*（アザミウマ科の一種）及び *Frankliniella occidentalis*（ミカンキイロアザミウマ）

本文第 2（生産園地・生産施設の登録）

第 4 生産園地の登録要件（本文第 2 の 1 関係）

ア 防除暦等を踏まえ、オーストラリアの残留農薬基準に配慮した有害動植物の防除が行われること。

イ 無袋果、破袋果及び異常果実の除去が行われること。

ウ 適切な袋かけが行われること。なお、袋かけに用いる袋は、開口部が 0.98mm 以下のものを使用し、果実が 8～10mm に達する時期に、果柄の周囲を隙間なく閉じること。

エ 有害動植物寄生枝葉の除去、剪定、下草管理等が実施されること。

オ 管理者により、アからエまでの実施状況の記録（以下「園地管理記録」という。）が作成され、2 年間保管されること。

第5 生産園地・生産施設登録申請書等の植物防疫官への提出（本文第2の3関係）

ア 提出期日：毎年4月30日

イ 添付書類：不要

第6 登録生産園地・登録生産施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第2の8関係）：適用しない。

第7 登録生産園地・登録生産施設一覧表の輸入国への提出（本文第2の9関係）：適用しない。

本文第3（選果こん包施設の登録）

第8 選果こん包施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第3の2関係）

ア 提出期日：毎年4月30日

イ 添付書類：次に掲げる資料

① 施設の位置図

② 施設の平面図

③ オウトウショウジョウバエに係るトラップ調査の説明資料

第9 選果こん包施設の本文以外の登録要件（本文第3の3の（5）関係）

ア 有害動植物の寄生果の識別及び選別、選果従事者への技術指導を行う選果技術員を配置し、当該選果技術員が、植物防疫官が実施する有害動植物の識別に関する技術研修を修了した者として登録を受けること。

イ 選果こん包施設の全ての開口部をシートや網（孔の直径は0.98mm以下のものであること。）で覆う等のオウトウショウジョウバエの侵入防止措置が講じられること。

ウ 対象生果実以外の生果実がある場合は、物理的に隔離して保管できること。

注意）対象生果実に係る最終的な選果こん包が行われる前に、登録生産園地の生産者が管理する作業場所等において予備的な選果を行う場合は、当該作業場所等についても選果こん包施設として登録すること。

第10 登録選果こん包施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第3の5関係）：適用しない。

第11 登録選果こん包施設一覧表の輸入国への提出（本文第3の6関係）：適用しない。

本文第4（保管施設の登録）：適用しない。

本文第5（低温処理施設の登録）：適用しない。

本文第6（くん蒸処理施設の登録）：適用しない。

本文第 7（栽培地検査）

第23の 2 栽培地検査申請書の植物防疫官への提出（本文第 7 の 1 関係）

ア 提出期日：毎年 4 月 30 日

イ 添付書類：不要

第 24 補助員又は登録検査機関の検査等（本文第 7 の 8 関係）

ア 対象有害動植物：黒腐病、房枯病、灰星病（2 種）及びさび病

イ 実施時期及び回数

- ① 落花期から袋かけ期までにおいては、2 週間に 1 回
- ② 袋かけ期においては、1 回
- ③ 袋かけ期直後から収穫期までにおいては、1 か月に 1 回（ただし、第 25 による最終検査を除く）

ウ 方法

① ほ場調査

- 1) 登録生産園地の面積が 1 ha 未満の場合は、検査実施時期ごとに 20 樹を、園地内からまんべんなく抽出し、目視により対象有害動植物の確認を行うものとする。
- 2) 登録生産園地の面積が 1ha 以上の場合は、検査実施時期ごとに 30 樹を、園地内からまんべんなく抽出し、目視により対象有害動植物の確認を行うものとする。

② 園地管理記録の確認：園地管理記録を確認し、第 4 のアからエの措置の実施状況を確認するものとする。

エ 指導

- ① 灰星病（2 種）及びさび病が発見された場合は直ちに対象病害の防除措置（薬剤散布、病害虫寄生枝葉の除去、剪定等）を実施するよう、管理者に指示するものとする。
- ② 異常果実を発見した場合は、直ちに除去するよう管理者に指示するものとする。
- ③ 対象生果実に袋かけが適切に行われていない果実を発見した場合は、当該果実を直ちに除去するとともに、その他の生果実についても、袋かけが適切に行われているかどうかについて点検を行うよう、管理者に指示するものとする。

第 25 植物防疫官又は登録検査機関の検査等（本文第 7 の 10 関係）

ア 対象有害動植物：黒腐病、房枯病、灰星病（2 種）及びさび病

イ 実施時期及び回数：収穫期の最終検査

ウ 方法：第 24 のウと同様。ただし、補助員が設置されている場合の植物防疫官は、補助員の立会いのもと、当該検査を実施するものとする。

エ その他の必要事項

- ① 収穫した対象生果実を運搬する容器には、登録生産園地番号を明記すること。
- ② 収穫した対象生果実の袋は、登録選果こん包施設に搬入するまで除去しないこと。

本文第 8（栽培地検査報告書の交付）

第 26 栽培地検査の本文以外の適合要件（本文第 8 の 1 の（4）関係）：適用しない。

第 27 栽培地検査報告書の備考欄の記載内容（本文第 8 の 2 の（2）関係）：適用しない。

本文第 9（栽培地検査結果による登録の取消し）

第 28 栽培地検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 9 の 2 関係）

ア 有害動植物

- ① 第 24 の検査等の場合：黒腐病又は房枯病
- ② 第 25 の検査等の場合：黒腐病、房枯病、灰星病（2 種）又はさび病

イ 措置内容

- ① 第 24 の検査等の場合：黒腐病又は房枯病が発見された登録生産園地の登録の取消し
- ② 第 25 の検査等の場合：黒腐病、房枯病、灰星病（2 種）又はさび病が発見された登録生産園地の登録の取消し

本文第 11（選果こん包の実施）

第 29 選果こん包等の内容（本文第 11 の 1 の（9）関係）

ア 選果作業を行う場合は、作業に従事する者の中に少なくとも 1 人、第 9 のアの登録選果技術員を配置するものとする。

イ 登録選果こん包施設の責任者は、当該施設に搬入される対象生果実が登録生産園地で生産されたものかどうかについて、容器に記載されている登録生産園地番号と栽培地検査報告書に記載されている登録生産園地番号を突合することにより確認し、当該登録こん包施設に搬入するものとする。

ウ こん包に用いる容器は、原則として、密閉式の容器を使用するものとする。なお、非密閉式の容器を使用する場合は、こん包又は束ねたこん包全体を網（網目の最大直径は 0.98mm 以下）で覆うこと又はぶどうをこん包する前に包装材料（通気孔を設けているものにあっては、穴の直径が 0.98mm 以下のものに限る。）で覆うこと。

エ こん包に用いる容器の内側は、ブドウネアブラムシの消毒のためのサルファーパッド（製品ラベルにピロ亜硫酸ナトリウムが製品重量 1 kg あたり 970g 以上含まれている（含有率 97%以上）旨明記されている市販のもの）が直接ブドウに接触しないよう、プラスチック製のライナーバックで適切に覆われたものであること。

オ 選果技術員は、選果こん包が開始される前に、選果こん包場所に、次に定める手順に従ってトラップを設置し、検査単位ごとの選果開始時及びこん包終了時にショウジョウバエ類の捕獲の有無を確認すること。

- ① 側面に直径 5mm 程度の孔を 4～6 個開けたプラスチック容器（250～750ml 程度）を使用すること。
- ② トラップ内に入れる液体には、リンゴ酢原液（JAS 規格に定める酢度 4.5%以上のもの）を使用し、液体の量は、容器容量の半分以上とすること。
- ③ トラップは、登録選果こん包施設の選果こん包場所に 2 個以上設置し、トラップの相互の間隔は 10m 以上とすること。
- ④ トラップは、選果技術員の目の高さ程度の高さに吊り下げること。

カ 選果技術員は、選果により除去された生果実について、検疫対象有害植物による病徴の有無、オウトウショウジョウバエ及びその加害痕の 10 倍以上の拡大鏡により確認すること。

キ 対象生果実のこん包の側面には、次に掲げる①を表示し、②～⑤をこん包表示の様式により表示すること。

- ① オーストラリア向けの表示 (Product of Japan For Australia)
- ② 輸出者名 (Name of the exporting company)
- ③ 果実の種類 (Fruit type) : Table grapes
- ④ こん包年月日 (Packing date)
- ⑤ 登録生産園地・施設番号 (Code of registered vineyard)
- ⑥ 登録選果こん包施設番号 (Code of registered packing house)

ク 登録選果こん包施設で対象生果実の予備的な選果後に、最終的な選果のために当該対象生果実を運搬する場合は、予備的な選果を行った対象生果実を収納する容器に、登録生産園地番号及び予備的な選果を行った登録選果こん包施設の登録番号を明示し、オウトウショウジョウバエの汚染防止措置（対象生果実を収容した容器全体を、孔の直径が 0.98 ミリメートル以下の網で覆うこと等）を施すものとする。

【こん包表示の様式】

Product of Japan For Australia

Code of registered vineyard	
Code of registered packing house	
Name of the exporting company	
Fruit type	Table grapes
Packing date	

(注) 大きさは横幅 8 cm 以上とする。

第 30 選果こん包時に確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 11 の 5 関係）

ア 有害動植物：オウトウショウジョウバエ、黒腐病、房枯病、灰星病（２種）及びさび病

イ 措置内容：オウトウショウジョウバエ又はその加害痕、黒腐病、房枯病、灰星病（２種）及びさび病の病徴が確認された対象生果実を生産した登録生産園地の登録の取消し

本文第 12（低温処理の実施）：適用しない。

本文第 13（くん蒸処理の実施）：適用しない。

本文第 14（消毒検査及び精密検査）：適用しない。

本文第 15（目視検査）

第 36 目視検査申請書の添付書類（本文第 15 の 1 関係）

ア 選果こん包実施報告書の写し

イ 栽培地検査報告書又はその写し

第 37 目視検査の内容（本文第 15 の 9 の（４）関係）

ア 検査荷口の単位：一回の選果こん包作業で取り扱われた対象生果実であって、同一品種のものを 1 つの検査荷口とする。ただし、同一の日に複数回の選果こん包作業が行われた場合であって、各選果こん包作業の終了後に行われるトラップの確認の結果、オウトウショウジョウバエの捕獲が確認されなかった場合については、当該複数回の選果こん包作業を行った日に取り扱われた全ての対象生果実について、品種ごとに 1 つの荷口として取り扱うことができるものとする。

イ 検査抽出数量：別表のとおり。

第 38 目視検査の本文以外の適合基準（本文第 15 の 10 の（3）関係）

- ア こん包の側面に第 29 のキの表示が記載されていること。
- イ ブドウネアブラムシの消毒のためのサルファーパッドが直接ぶどうに接触しないよう、全てのこん包の内側にプラスチック製のライナーバックが適切に使用されていること。
- ウ オウトウショウジョウバエ及びブドウネアブラムシ以外の有害動物が発見され当該ロットを不適合とした場合であって、輸出者が、当該不適合の原因となった登録生産園地のぶどうを該当する輸出検査のロットから除去した場合は、当該ロットの輸出検査を再度行うことができるものとする。

第 39 目視検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 15 の 13 関係）

- ア 有害動植物：オウトウショウジョウバエ、黒腐病、房枯病、灰星病及びさび病
- イ 措置内容：オウトウショウジョウバエ、黒腐病、房枯病、灰星病及びさび病並びにそれらの病徴及び食害痕のいずれかが発見された対象生果実を生産した登録生産園地の登録の取消し

本文第 16（植物検疫証明書の交付）

第 40 輸出検査申請書の添付書類（本文第 16 の 1 関係）

- ア 選果こん包実施報告書の写し
- イ 栽培地検査報告書又はその写し
- ウ 目視検査報告書又はその写し（ただし、本文第 15 の 2 により、目視検査の申請を本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行った場合は、この限りではない。）

第 41 植物検疫証明書の追記（本文第 16 の 5 関係）：次の追記を行う。

This is, further, to certify that the fruit in this consignment has been produced in Japan in accordance with the conditions governing entry of table grapes to Australia and inspected and found to be free of quarantine pests and regulated articles. The fruit in this consignment has been produced under the systems approach for *Drosophila suzukii* and the systems approach for *Guignardia bidwellii*, *Physalospora baccae*, *Monilinia fructigena*, *Monilia polystroma* and *Phakopsora euvitis*.

第 17（輸入国の検査官の査察要請等）

第 42 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい内容（本文第 17 の 1 関係）：適用しない。

第 43 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の植物防疫官への提出期限（本文第 17 の 2 関係）：
適用しない。

第 44 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の輸入国への提出期限（本文第 17 の 6 関係）：適用
しない。

第 20（その他）

第 45 その他（本文第 20 の 2 関係）：適用しない。

別表（第 37 関係）

目視検査抽出数量

検査荷口の大きさ（個）	抽出量
200 房まで	全房数
300 "	200 房
400 "	240 房
500 "	273 房
600 "	300 房
700 "	323 房
800 "	343 房
900 "	360 房
1,000 "	375 房
1,001 房以上	600 房

別記様式（本文第 7 の 8 関係）

検査成績表（ 年度オーストラリア向けぶどう）

- ・ 落花期 ～ 袋かけ期
- ・ 袋かけ期
- ・ 袋かけ期直後 ～ 収穫期

登録検査機関検査員氏名 _____
補助員氏名 _____
植物防疫官氏名 _____

申請者 _____ 品種名 _____ 検査年月日 _____

登録生産 園地番号	生産者氏名	生産園 地面積 (a)	補助員又は登録検査機関の検査等		
			袋かけ状況	病虫害発生状況	備考

（注）対応する検査の実施時期を○印で囲むこと。